

工事請負入札参加有資格者の方へ

平成 22 年 7 月  
大 阪 市

## 事後審査における大阪市税に関する調査について

契約管財局工事契約担当において実施する事後審査における大阪市税に関する調査について、事後審査型制限付一般競争入札 入札公告【共通事項】の中で、入札参加資格として『開札日現在において、入札書提出開始日の属する月の前々々月末日時点において納期が到来している大阪市税に係る徴収金（法人市民税、市・府民税[普通徴収]、市・府民税[特別徴収]、固定資産税・都市計画税[土地・家屋]、固定資産税[償却資産]、特別土地保有税、軽自動車税、事業所税、市たばこ税、**延滞金**）を完納していること』となっております。

過去に納期後納付を行った場合は、**延滞金**が発生していることがありますので、事前に各市税事務所にご確認ください。納期限を過ぎると、納期限の翌日から納める日までの日数に応じ、本来の税額のほかに、**延滞金**についても、あわせて納めていただくこととなります。

なお、完納されていない場合は、入札参加資格を有しない者がした入札となり、入札の無効となりますので、ご注意ください。